

飯田保健所犬・猫休日譲渡会 譲渡要件

- 1 県内在住の18歳以上の方
なお、譲渡対象者は、18歳以上60才以下の方とする。61才以上の方については、60才以下の代理人がいる場合に限り譲渡対象とすることができる。
- 2 家族全員の同意が得られている
- 3 譲渡後、速やかに不妊・去勢手術を行うこと
- 4 終生飼養ができる環境である
- 5 持ち家またはペット飼育可能な集合住宅・借家である
- 6 猫については、屋内飼育ができること
- 7 他人に迷惑をかけないように適切に飼養できる
- 8 譲り受けた犬猫を他の方に譲ったり販売しない
- 9 譲渡にあたり、誓約書を提出し、そのとおりに履行できる

※ 状況により、譲渡をお断りする場合もあります。